

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校		
学校の名称	増員数	増員内訳	学校の名称	増員数	増員内訳
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新発田竹俣特別支援学校 (分校)			新発田竹俣特別支援学校 (分校)		
(略)			<u>小出特別支援学校(分校)</u> (略)		